

平成28年度等級等ごとの職員の数の公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（平成28年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数について公表します。

1 北栄町職員の給与に関する条例

行政職給料表

※再任用職員を含む

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	主事、保育教諭、保健師及び管理栄養士の職務	27	14.9%	主事	10
				保育教諭	13
				保健師	3
				管理栄養士	1
				計	27
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育教諭、保健師及び司書の職務	47	26.0%	主事	26
				技師	1
				保育教諭	16
				保健師（※）	3
				司書	1
計	47				
3級	副主幹及び主任の職務	52	28.7%	副主幹	29
				主任	15
				主任保育教諭	5
				主任保健師	2
				主任管理栄養士	1
計	52				
4級	室長、主幹、課長補佐及び園長補佐の職務	35	19.3%	室長	22
				主幹	5
				課長補佐	1
				園長補佐	7
計	35				
5級	課長、出納室長、局長、館長、園長及び参事の職務	20	11.0%	課長	10
				出納室長	1
				局長	2
				館長	2
				園長	4
				参事	1
計	20				
6級	困難な業務を処理する課長の職務	0	0.0%	課長	—
				計	0
合計		181	100.0%		